

診療所承継・開業支援事業設備整備費
補助金交付要綱

診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

第1 診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金については、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（令和7年10月7日厚生労働省発医政1007第3号）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、設備整備への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金の交付対象となる事業は、「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱」（令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知）に基づき、診療所を承継又は開業する開設者が実施する設備整備事業とする。

(交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いかが少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
診療所1か所当たり16,500千円	診療所として必要な医療機器等購入費

(申請手続)

第5 補助事業者は、この補助金の交付を申請しようとするときは、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに、これを知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率等を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においてはこの限りではない。

(交付の方法)

第6 この補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いとすることができる。

- 2 指定事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは概算払請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告）

- 第7 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第3号）を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第8 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（交付の条件）

- 第9 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容の変更をする場合には、様式第5号により事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない内容の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものを除く。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第6号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (9) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第7号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（10）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項については知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

年 月 日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>
<開設者氏名> 印

年度診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金交付申請書

のことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 所要額調書（別紙1）
- 3 事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書（抄本）
 - (2) その他参考となる書類

所 要 額 調 書

補助事業者名

(単位：円)

総 事 業 費 (A)	寄付金その他 の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基 準 額 (E)	選 定 額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備 考

(記入上の注意)

- 選定額（F）には、対象経費の支出予定額（D）と基準額（E）とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 県補助基本額（G）には、差引事業費（C）と選定額（F）とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 県補助所要額（H）には、県補助基本額（G）に2分の1を乗じて得た額を記載すること。ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

事 業 計 画 書

区分	承継日または 開業日	施設名	所在地	標榜診療科	開設者	管理者 (承継前)	管理者 (承継後)
承継 ・ 新規開業							
品名	銘柄	規格	員数	単価 (円)	金額 (円)	設置場所	備考
合計							

様式第2号

年 月 日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第 号で交付決定を受けたことについて、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名 _____

預金種別 _____

口座番号 _____

フリガナ ()

口座名 _____

様式第3号

年 月 日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第 号で交付決定を受けたことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 所要額精算書 (別紙3)

3 事業実績報告書 (別紙4)

4 添付書類

- (1) 歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) 契約書の写し
- (3) 検収調書の写し
- (4) 診療所開設届の写し
- (5) その他参考となる書類

所要額精算書

補助事業者名

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県交付決定額 (G)	県補助所要額 (H)	備考

(記入上の注意)

- 選定額(F)には、対象経費の支出額(D)と基準額(E)とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 県補助所要額(H)には、選定額(F)に2分の1を乗じて得た額と県交付決定額(G)とを比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

事 業 実 績 報 告 書

区分	承継日または 開業日	施設名	所在地	標榜診療科	開設者	管理者 (承継前)	管理者 (承継後)
承継 ・ 新規開業							
品名	銘柄	規格	員数	単価 (円)	金額 (円)	設置場所	備考
合計							

様式第4号

番号
年月日

(申請者) 殿

山梨県知事

診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金額の確定通知書

診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第5号

年 月 日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>
<開設者氏名> 印

年度診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり変更したいので関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 金 円
(変更前 金 円)

2 変更事項

3 変更理由

4 添付書類
(1) 変更前と変更後の内容を比較し記載した資料
(2) その他参考資料

様式第6号

年 月 日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>
<開設者氏名> 印

年度診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金中止（廃止）申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第 号で交付決定を受けたこのことについて、次の理由
により中止（廃止）したく申請します。

1 極助申請額 金 円

2 中止（廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 申請時までの進行状況（実績報告書の様式を準用のこと）
- (2) その他参考資料

様式第7号

年 月 日

山梨県知事 殿

<医療機関の名称>

<開設者氏名>

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け医第 号で交付決定を受けた令和 年度診療所承継・開業支援事業設備整備費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料を添付する。